

2021年（令和3年）10月12日

審査請求人
宮崎 碩文 様

審査庁

藤沢市長

鈴木 恒 夫



裁決書の謄本の送付について

令和3年8月5日付けであなたが提起した審査請求について裁決したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項本文の規定に基づき、裁決書の謄本を送付します。

以 上

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市総務部行政総務課

担当：岡

Tel 0466-50-3586（直通）

Fax 0466-50-8244

裁 決 書

審査請求人

宮 崎 碩 文

審査請求人が2021年（令和3年）8月5日付けで提起した、藤沢市議会事務局に所属する職員に対する藤沢市長の出向命令に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

コメント：by 宮崎

全くの間違いである。

市長が出向任命した「市議会事務局員の違法・不当を糾す事」を目的とした「審査請求」である。

当庁の判断

コメント：by 宮崎

電話で決してその様なことは云ってはいない!!

請求書を読んでいない岡職員の稚拙で単純な「勘違い」である。

本件審査請求は、審査請求人から審査庁宛てに送信されたメールの記載及び審査庁が審査請求人に架電により確認したところによると、藤沢市議会事務局に所属する職員に対する藤沢市長の出向命令をその対象としている。これは、該当する職員に対する処分である。任命権者がその職員に対して行った処分については、地方公務員法（昭和26年法律第261号）第49条の2第1項及び第2項前段の規定により、その処分が不利益処分である場合に、当該処分を受けた職員のみが人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求できるものとされている。また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第83条第3条後段の規定により、当該処分が他の法令に基づき処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときに、処分庁に不服申立書の提出があった場合は、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならないこととされている。

これを本件審査請求についてみるに、その対象とする藤沢市議会事務局に所属する職員に対する藤沢市長の出向命令については、任命権者である藤沢市長がその職員に対して行った処分であり、藤沢市公平委員会のみ審査請求できる処分であるので、仮に被処分者から藤沢市長に当該処分に係る審査請求がなされたときは、藤沢市長は同委員会に当該審査請求書を送付しなければならないものである。しかし、

????

コメント：by 宮崎
全くの間違いである。

市長が出向任命した「市議会事務局員の違法・不当を糺す事」を目的とした「審査請求」である。

↑
本件審査請求については、審査請求人は当該職員ではないので、そもそも審査請求人が審査請求できる処分ではない。また、そうである以上、当該処分は行政不服審査法第83条第3項後段の「処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分」には当たらず、同規定の適用はないので、本件審査請求は藤沢市公平委員会へ送付しなければならないものではない。

結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であり、補正をすることができないことは明らかであるので、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

2021年（令和3年）10月11日

審査庁

藤沢市長 鈴木 恒 夫



この裁決に不服があるときは、裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に、横浜地方裁判所に対し藤沢市を被告として（藤沢市長が被告の代表者となります。）裁決の取消訴訟を提起することができます。この取消訴訟においては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に、横浜地方裁判所に対し藤沢市を被告として（藤沢市長が被告の代表者となります。）処分の取消訴訟を提起することができます。

これらの取消訴訟は、裁決の日から1年を経過したときは提起することができません。

これは裁決書の謄本であることを証明します。

2021年（令和3年）10月12日

藤沢市長 鈴木 恒 夫



コメント： by 宮崎

R03/2021/12/27のWeb会議で古澤行政総務課長に口頭で「真の請求書の意図」を伝えている。